

## はじめに

21世紀に入ってからのインターネットを中心とする情報通信技術 (ICT: Information Communication Technology) の発展は著しい。私たちは ICT の中身は意識しなくても日常あらゆる場面で ICT にかかわるサービスの恩恵に浴している。

しかし、ICT にかかわる商品やサービスを提供する企業においては、私たちからは見えないところで企業同士極めて熾烈な開発競争を繰り返しており、常に新しい ICT を産み出していく必要がある。ICT を始めとする技術は私たち人間が思いついたアイデアを元に多くの技術者、開発者の力によって私たちの生活の中で利用できる実用的な商品、サービスへと創り上げられる。このため技術はこれら技術者、開発者が共通に理解できる情報として表されることになる。このような情報は企業が存続して行くための重要な知的財産であり、技術は知的財産と切っても切れない関係を持つ。

本書はこのような背景を踏まえ、知的財産権および関連する法令について主に ICT と ICT に関する機器・サービス並びにここで扱われる情報に着目して解説したものである。

世の中には ICT に関する優れた専門書は数多く発刊されている。また一方、法学の世界には知的財産権に関する専門書もまた数多く出版されている。しかしながら、知的財産権と関連法令について ICT 全般の観点から解説した専門書はさほど多くない。そこで本書では現代の急激に発展する ICT を活用する社会、あるいは企業の中の利用者の立場で、知的財産権とその法令をいかに捉えるべきかという視点で執筆している。

したがって、対象読者はこの「未来へつなぐデジタルシリーズ」の主要な読者層であると考えられる理系の大学・大学院生は勿論のこと、知的財産権を学ぶ大学・大学院生やより広く文系の学生をも想定している。

本書は 15 章より構成される。各章の始めに内容の理解を助けるための「学習のポイント」と「キーワード」を示し、各章の最後には演習問題を備えた。各章の概要は以下の通りである。

第 1 章では、知的財産、知的財産権の定義や意義と日本における知的財産権関連の現状について示し、第 2 章でメディアの歴史と知的財産権制度の変遷について示した。

第 3 章で知的財産法制全体の概観を述べ、第 4 章では産業構造の高度化を支える知的財産権としての産業財産権、第 5 章では消費生活に浸透し消費行動を誘引する知的財産権としての商号権、商標権等を、第 6 章では職業的創作者からすべての人たちが創作公表する時代の知的財産権としての著作権を記した。第 7 章では著作権についてより生活に密着した中での権利の在り方について詳述した。第 8 章ではソフトウェアと特許権、著作権、商標権との関係やソフトウェアが特許権および著作権の対象となるに至った経緯を示した。また、ビジネスモデル特許

についても解説している。第9章ではソフトウェアを工業製品としてビジネスの対象と捉えた時に関連してくる知的財産権について詳述した。第10章ではコンテンツ流通ビジネスと著作権の関係についてビジネスの事例、権利の考え方を詳しく述べ、第11章ではオープンソースソフトウェアの定義やメリット、デメリットを、第12章でデジタル権利管理(DRM)について技術の内容と関連する法令を示した。第13章でICTにかかわる標準化と知的財産について、第14章でICT企業の知的財産権・標準化戦略を述べた。第15章でICTの将来と知的財産権について述べ最後に全体のまとめとして締めくくった。

本書が知的財産権や法令を学びたい理系の学生、およびICTに関する知見を得たい法学を始めたとする文系の学生にとってお役に立つことができれば幸いである。

最後に、本書執筆の機会を与えて戴いた未来へつなぐ デジタルシリーズの白鳥則郎編集長、および編集委員の水野忠則先生、高橋修先生、岡田謙一先生、並びに共立出版編集部の島田誠氏に厚く御礼申し上げる。

平成24年7月

菅野政孝  
大谷卓史  
山本順一